

重要

要保管

2024年10月3日

株主各位

Japan Eyewear Holdings株式会社
代表取締役社長 金子真也

第6期 中間配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、2024年9月12日開催の取締役会において、第6期中間配当として1株当たり22円00銭をお支払いすることを決議し、2024年10月4日より配当金のお支払いを開始させていただきます。

今回の配当金は、通常の「利益剰余金」を配当原資とするものではなく、全額「その他資本剰余金」を配当原資とするため、税務上の取扱いが異なります。以下、その取扱い等についてご案内いたします。

次ページからのご案内は、今回の配当金のお支払いならびに税務上の取扱い及び税法の規定について株主の皆様にご説明・ご通知するものでありますが、株主の皆様において必要となる税務上のお手続きのすべてをご説明しているものではございません。具体的な税務上のお手続きについては株主様個々のご事情により異なりますので、お手数ではございますが、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

【本件に関するご照会先】

●この書面の説明内容についての一般的なご照会

当社 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-232-711（通話料無料）

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）

●株式の「取得価額の調整」に関する具体的なご照会

⇒特定口座をご利用の株主様につきましては、「お取引の証券会社」にご確認ください。

⇒特定口座をご利用でない株主様につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

●確定申告等に関するご照会・ご相談

最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

本案内は、お取引の証券会社、税務署または税理士等へのご相談の際に必要となり、また、株主様が今後当社株式を売却する場合の「取得価額」の証明となりますので、保管くださいますようお願い申し上げます。

なお、本案内は当社ホームページ（<https://www.japan-eyewear-holdings.co.jp/>）上にも掲載いたします。

今回の配当金の税務上のお取り扱いについて

1. 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- (1) 今回の当社の配当金は全額が「その他資本剰余金」からの配当になります。税法上、資本剰余金からの配当は資本金等の額からなる部分が「資本の払戻し」、資本金等の額ではない金額からなる部分が「みなし配当」とされます。
- (2) 今回の当社の配当金は、税法上の規定により「みなし配当」に該当する部分はなく、全額が「資本の払戻し」に該当することから、すべて「みなし譲渡」（注）による収入金額とみなされることになり、《源泉徴収あり》の特定口座で保管されている株式であっても、譲渡所得に該当するものとして、原則として源泉徴収は行われません。また、確定申告における配当控除の対象にもなりませんのでご注意ください。

（注）税法では、「資本の払戻し」は株主の皆様が保有する当社株式の一部を当社に譲渡したものとみなされるため、税法上これを「みなし譲渡」と呼んでいます。「みなし譲渡」については、原則として譲渡所得を確定申告する必要があるほか、株式の取得価額の調整（減額）が必要となります。

2. みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11第3項）

- (1) 税法の規定により、株主の皆様には、当社株式の一部の譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②みなし譲渡の対象となる取得価額」を控除した金額が③「みなし譲渡損益」に該当します。なお、純資産減少割合については「3. 株主の皆様への通知事項」をご参照ください。

【みなし譲渡損益の算出方法】

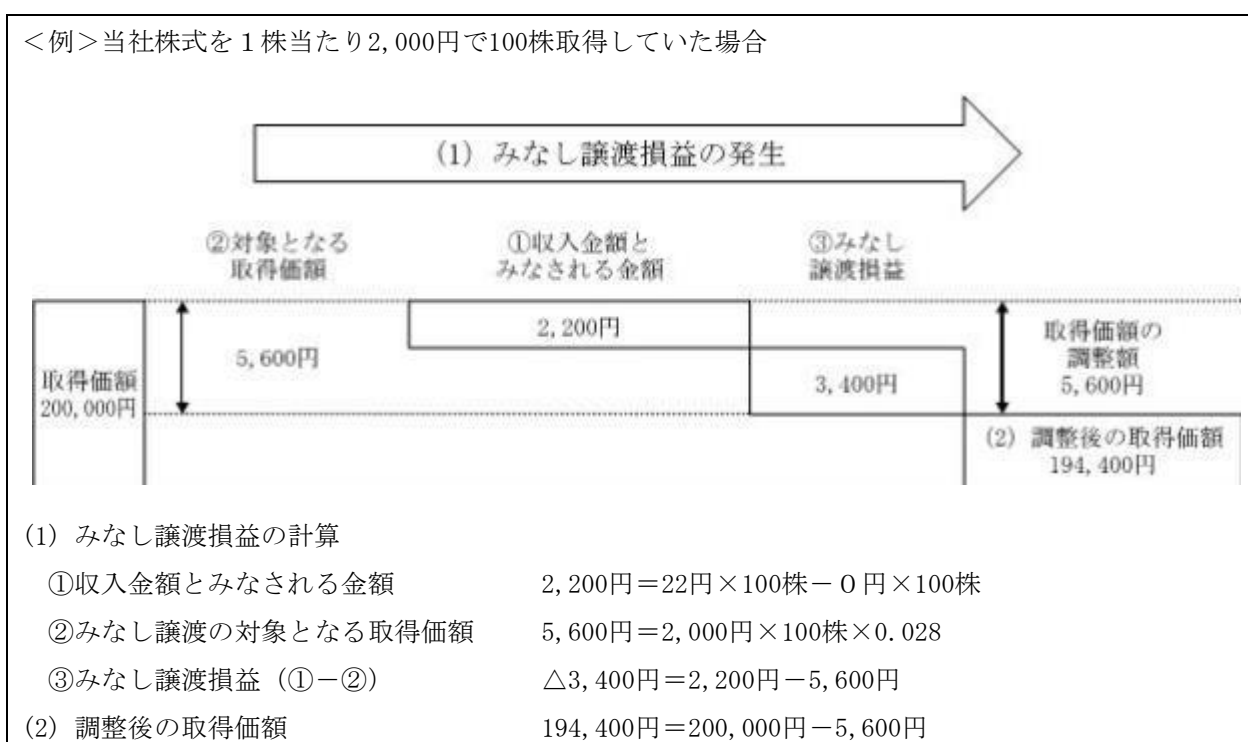
③みなし譲渡損益（①－②）	=	①収入金額とみなされる金額	－	②みなし譲渡の対象となる取得価額
①収入金額とみなされる金額	=	払戻等により取得した金銭等の価値の合計額（22円×株数）	－	みなし配当額 （0.0000000000円）×株式数
②みなし譲渡の対象となる取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 （0.028）

(2) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

税法の規定により、株主の皆様のご当社株式の取得価額が調整されます。調整式は、次のとおりとなります。なお、純資産減少割合については「3. 株主の皆様への通知事項」をご参照ください。

$$\boxed{\text{1株当たりの調整後の取得価額}} = \boxed{\text{1株当たりの調整前の取得価額}} - \left(\boxed{\text{1株当たりの調整前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合 (0.028)}} \right)$$

なお、ご参考までに、上記の「みなし譲渡損益の発生」及び「純資産減少割合」についての具体例を示した場合、次図のような関係となります。



3. 株主の皆様へのご通知事項

(1) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（所得税法施行令第61条第2項第4号イに規定する割合）	0.028 (小数点以下第3位未満切上げ)

(2) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の基因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	2024年10月4日
資本の払戻しに係る基準日における発行済株式等の総数	23,944,260株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項等	ご通知事項
純資産減少割合（法人税法施行令第23条第1項第4号イに規定する割合）	0.028 (小数点以下第3位未満切上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	888,421,248円

4. その他の参考情報

今回の当社の配当（「利益剰余金」を原資とせず、「その他資本剰余金」を原資とする配当）に伴い、株主の皆様において通常の配当（「利益剰余金」を原資とする配当）と異なる処理が必要となる事項について

・みなし譲渡損益の計算が必要になります。

「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではないため、原則として確定申告が必要となりますが、計算対象とする証券会社もございますのでお取引の証券会社にご確認くださいませようお願いいたします。

- ① 特定口座で、《源泉徴収あり》の口座の株主の皆様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。
- ② 特定口座で、①以外の口座の株主の皆様は、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。
- ③ 一般口座の株主の皆様は、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。

・取得価額の調整が必要になります。

- ① 特定口座の株主の皆様の場合、お取引の証券会社が取得価額の調整を行う場合もございますので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。
- ② 一般口座の株主の皆様は、取得価額を調整していただく必要がございます。